

平成22年5月24日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(地方自治体・本省受付分)

再掲

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等をとりまとめましたので、お知らせいたします。

今回から地方自治体からの要望等について内容をまとめましたので、今後、毎週地方自治体分もお知らせいたします。

(平成22年5月14日から平成22年5月20日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告
(地方自治体・本省受付分)(10/05/24)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年5月14日～5月20日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	1	0	0	0	0	1
雇用均等・児童家庭局	0	194	0	0	0	194
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	10	0	0	1	11
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	1	204	0	0	1	206

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	1
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	205

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局総務課
照会先	総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03 - 3502 - 6783)

平成22年5月14日～5月20日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	雇用・能力開発機構の廃止やポリテクセンター・ポリテクカレッジの地方移管についての方針が示されたところであるが、当県では県立の訓練施設とポリテクカレッジとがそれぞれ職業能力開発に重要な役割を担っている。 このため、ポリテクカレッジについて引き続き国が責任を持って設置、運営いただきたい。(都道府県からの要望)		ポリテクカレッジ等については、閣議決定を踏まえてその機能維持を前提に、希望する都道府県に受け入れやすい条件を整備することとしています。 また、都道府県に移管されない場合でも、直ちに廃止するものではなく、新機構で運営し、その後、職業訓練のニーズ等に応じて検討することとしています。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体分・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年5月14日～5月20日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	194件	0件	0件	0件	194件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	194件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・子供手当の外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請手続や認定書類等の照会。		事実や制度を説明。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 鈴木敦土(内線3919)

平成22年5月14日～5月20日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	10件	0件	0件	1件	11件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	11件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	平成22年度診療報酬改定において、在宅患者訪問診療料等で「同一建物居住者」という概念が導入されたが、介護保険の居宅療養管理指導も同様か。		介護保険の場合取扱が異なる旨説明しました。
2	地方公共団体が開設者である介護老人保健施設を指定管理者制度として民間法人に移行する場合、指定管理者制度移行前の地方公共団体が開設する介護老人保健施設を一旦廃止し、改めて開設許可の手続きを行う必要があるか。		不要である旨説明しました。
3	通所リハビリテーションの理学療法士等体制強化加算の専従要件は事業所の営業時間を通して専従しなければならないということか。		リハビリテーションを実施する時間に専従していることで足りる旨説明しました。
4	都道府県のご担当者の方から、ユニット型特別養護老人ホームの廊下幅の測り方についてご質問をいただきました。		内法での測定となり手すりからの測定になる旨回答しました。
5	都道府県の方より、介護報酬の請求の消滅時効は何年かとの照会をいただきました。		介護報酬の請求の消滅時効は2年となる旨回答致しました。
6	都道府県の方より、介護保険の適用除外施設から他の市町村にある介護保険施設に入所した場合、どの市町村が保険者になるのかという御質問がありました。		適用除外施設を退所した時に、当該施設所在地の市町村の被保険者となること、また、介護保険施設に入所することにより住所を移した場合には住所地特例が適用されることから、適用除外施設の所在地の市町村が保険者となる旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。